様式４（第３条関係）

貴重図書現物貸付願

申請日 年 月 日

和歌山大学教育機構

学術情報センター図書館長 殿

申請者

機関名

氏 名 　　　　　　　　　 印

（代表者）

住 所

電 話

和歌山大学図書館所蔵貴重図書の貸付について，下記のとおり申請します。

記

１．利用貴重図書名

（注）「別紙参照」と記入し，必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。

２．利用目的

展示会名称：

主催：

３．貸付希望期間

年 月 日～ 年 月 日

４．展示場所

５．搬送，防災，防犯及び保管体制

（注）「別紙参照」と記入し，必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。

６．連絡先

所属： 　　　　　担当者名：

電話： 　　　　　電子メール

【許可条件】

1. 企画書（計画書）を提出すること。
2. 貴重図書の引渡し，維持，修理及び返納に要する費用は，借受者において負担すること。
3. 善良な管理者の注意をもって管理すること。
4. 借受者が貴重図書に投じた修繕費等の必要経費及びその他の費用を請求しないこと。
5. 転貸し，又は担保に供しないこと。
6. 貸付目的以外に使用しないこと。
7. 許可を受けた場所以外の場所で使用しないこと。
8. 貸付期間満了の日までに，指定の場所に返納すること。
9. 貸付条件に違反したとき又は本学において貸付けした貴重図書を必要としたときは，速やかに返納すること。
10. 貴重図書を亡失し，又は損傷したときは，原状に回復し，又は当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
11. 貸付けした貴重図書について館長が随時に実地調査し，若しくは所要の報告を求め，又は当該貴重図書の維持，管理及び返納に関して必要な指示をする場合は，これに従うこと。
12. 「和歌山大学図書館所蔵」の旨を明記すること。
13. 出版物等への掲載，放送番組等での使用，その他公衆の利用に供する場合は，別途事前に利用目的に応じた許可願を提出すること。
14. 和歌山大学教育機構学術情報センター図書館貴重図書取扱規程及び要項を遵守し，和歌山大学図書館の指示に従うこと。